

宮崎県人権啓発
シンボルマーク

かくれ宮崎キャラど〜こだ？

働く人と人権

職場の人権意識アップデート大作戦！

パワハラやセクハラ、出産・育児・介護にかかわるハラスメント、外国人や障がいのある人、性的マイノリティへの差別や偏見など、多様な人が働く職場には、人権に関するさまざまな課題があります。これらの課題を放置しておくと、企業の業績や社会的評価への悪影響だけでなく、ときに大切な命を失ってしまうおそれもあります。人権意識をアップデートし、みんなが心地よく働ける職場について考えてみましょう。

こんな場面、ありませんか？



パワハラ

長時間労働や過重労働を強いたり、人前で大声で叱責したりする。



セクハラ

性的言動や身体的特徴を話題にしたり、立場を利用して、性的危害を加えたりする。



マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産を理由に解雇や雇止めをしたり、上司・同僚が嫌がらせをしたりする。



育児・介護への無理解

育児休業を希望する人や働きながら介護をする人に対して差別、嫌がらせをする。



性的マイノリティへの差別・偏見

性的指向や性自認に関して差別的な言動を行ったり、精神的・肉体的な嫌がらせをしたりする。



これってほめ言葉？
違います！

- 「女性ならではの細やかな視点」
- 「やっぱりお茶は女の子が淹れたほうがおいしいな」
- 「女性の部長さんなんてすごいですね」



国籍や年齢、
障がいの有無は関係ない

- 「もう！外国人は雑なんだから！」
- 「あの年齢でパソコンは無理でしょ」
- 「きみには無理だろうから、いいよ」
(障がいのある人に)



採用・選考の場
こんな質問はNG

- 「出身はどこ？持病とかない？」
- 「ご両親は何の仕事をしてるの？」
- 「どんな本を読んでいるの？
宗教とか入ってないよね」

あなたの職場、アップデートしましょ！



UP

ハラスメントが起きやすい職場

- ☐ 上司と部下のコミュニケーションが少ない
- ☐ 正社員や正社員以外など
様々な立場の従業員が働いている
- ☐ 残業が多い、休みが取りにくい
- ☐ 失敗が許されない、失敗への許容度が低い

職場のパワーハラスメントに関する実態調査(厚生労働省調査)

まずは自分の中の偏見をチェック！

- ☐ 職場の責任者には男性の方が適していると思う
- ☐ 育児や介護のために仕事を休むのは女性の方がいい
- ☐ 障がいのある人はいつでも特別扱いしてあげるべきだ
- ☐ 日本に暮らす外国人は
日本の風習や文化に合わせるべきだ
- ☐ 高齢者は家でのおんびり暮らす方が幸せだと思う

(公財)人権教育啓発推進センター「雇用と人権」より抜粋

一人ひとりにできること

- ☐ 相手の立場になって考えてみる
- ☐ 性別で役割を決めつけない
- ☐ 嫌なことはきちんと相手に伝える
- ☐ コミュニケーションをとり、理解しあう
- ☐ それぞれの個性を認め、尊重しあう

企業・雇用主がすべきこと

- ☐ トップが人権に関するメッセージを発信する
- ☐ 人権担当者をおき、研修や啓発活動を行う
- ☐ 相談窓口を設置し、支援体制を整える
- ☐ 社内制度を見直し、改善する
- ☐ 仕事と生活を両立しやすい環境づくり

法務省・厚生労働省ホームページ、(公財)人権教育啓発推進センター「職場の人権 基本の「き」」「STOP職場のハラスメント」を参照・改編



年齢や性別、価値観の違う多様な人が働く職場では、
相手の立場を理解し、お互いを尊重したコミュニケーションが必要です。

**一人ひとりが人権意識をアップデートし、
誰もが快適に働ける環境を築きましょう。**

困ったときの相談窓口

宮崎労働局雇用環境・均等室

月～金 8:30～17:15

☎0985-38-8821

連合宮崎なんでも労働相談ダイヤル

月～金 9:00～17:30

☎0120-154-052

みんなの人権110番

月～金 8:30～17:15

☎0570-003-110

働くあんしんサポートダイヤル

(宮崎県労働委員会)

平日 8:30～12:00、13:00～17:00

☎0985-26-7538

仕事応援ダイヤル

(全国社会保険労務士会連合会)

月～金 17:00～20:00

土 10:00～18:00

☎0120-07-4864(携帯不可)

☎0570-07-4864(携帯用・有料)



ハラスメント防止は企業と働く人の責務

大阪企業人権協議会サポートセンター長 芝本正明さん

2011年に国連で「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択され、現在、企業に対して人権に関する取組みが強く求められています。今や、企業が人権に配慮すべき範囲は、自社だけでなく、取引先や顧客などのサプライチェーン全般に広がっています。人権問題への取組みが不十分な場合、企業経営にも大きなリスクとなる時代になっています。

パワハラやセクハラおよび妊娠・出産・育児・介護休業に関するハラスメント等の防止は、事業主および労働者の責務です。職場では多様な違いのある人が共に働いていますが、お互いを尊重しあう意識の欠如や古い職場体質のままでは、ハラスメントが起きる可能性が高いと言っても過言ではありません。

ハラスメントをした人は、大概「そんなつもりはなかった」と言います。しかし、ハラスメントは、「する人」の意図の問題ではなく、「される人」を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、脅威を与える行為であることを十分理解しておくことが不可欠です。

ハラスメントに対する防止措置は、全企業に義務化されていて、厚生労働省は、①職場における周知啓発、②相談体制の整

備、③ハラスメント発生時の迅速・適切な対応、④再発防止に努める、などの指針を出しています。

パワハラに関して言えば、業務上の厳しい指導・叱責が、即、パワハラというわけではありません。たとえばミスや遅刻など、問題のある事実や態度に対する叱責は必要な場合があるかもしれません。しかし、本人の能力や人格を否定するような言動は指導とは言えません。私の好きな元ラグビー日本代表監督・平尾誠二さんの「人を叱るときに四つの心得」を紹介します。1.プレーを叱っても人格は責めない。2.あとで必ずフォローする。3.他人と比較しない。4.長時間叱らない。

最後に、ハラスメントが発生してしまったとき、社内の相談窓口より上司に相談することが多いという調査結果があります。管理職の人は部下からの相談に真剣に向き合ってほしいです。上司が適切な対応を怠り、大切な命が失われた事例もあります。ハラスメントを容認したり、放置することなく、誠意をもって対応することがとても重要です。

VOICE

第13回「人権が尊重される社会づくり推進賞」を受賞された、えびの電子工業株式会社の津曲慎哉さんにお話を伺いました。

助け合いを前提としたコミュニケーションを

えびの電子工業株式会社
代表取締役社長 津曲慎哉さん



男性の育児休業取得や女性の活躍など、現在では各方面からありがたい評価をいただいています。それだけたくさんの方がわが社にはあったということなんです。これらの問題に取り組むきっかけとなったのは、求人しても人が集まらなかったこと。最初は自社ブランド製品がないからだと思っていたのですが、「人」こそわが社のブランドだと思うようになり、まずは今いる従業員を大切にすることから始めました。

男性の育児休業については、私自身、第3子が誕生したときに2週間取得しました。以降、対象男性の全員が取得しています。有休については2年連続取得率100%です。以前は、休むと評価が下がるのではという固定観念がありましたが、評価制度を整え、しっかり休みを取りながら成果を出す人が評価されるようにしたところ、女性管理職も増えました。上司が休むことで部下の成長につながりますし、生産性を心配される方もいると思いますが、わが社では10%上がったんですよ。

わが社における働く人の人権の基本は、犠牲とえこひいきをなくすること。部下が有休を取るために上司が犠牲になったり、一部の人のみが優遇されるようではいけません。多様な人が働くなかで、それぞれ得意なこともあれば苦手なこともあるので、助け合いが一番大切です。助け合いを前提としたコミュニケーションを高めることができれば、お互いに尊重し合えて、自然と人権は守られると思います。

TOPIC 同和問題(部落差別)について考えよう

Q. 同和問題(部落差別)とは何ですか？

- Ⓐ 同和地区や被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるということを理由に、様々な差別を受けることがあるという、重大な人権問題です。

Q. 「部落差別解消推進法」は、どんな法律ですか？

- Ⓐ 現在もなお存在する部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした法律です。2016(平成28)年12月に公布・施行されました。

Q. 同和問題(部落差別)はなぜ今も残っているのですか？

- Ⓐ 私たちの社会や文化に、人権尊重という観点から見て、十分でない面があったからだと言えます。

同和問題を解決することは、同和問題による差別に苦しんでいる人々の基本的な人権を保障することにつながります。すべての国民が自らの生活との関係という視点から同和問題を見つめ直すことが大切です。

みやざき外国人 サポートセンターへようこそ!

みやざき外国人サポートセンター(通称「サポセン」)では、
宮崎県内で暮らす外国人からの相談を受け付けています。

外国人のみなさんが安心して生活できるよう、日々奮闘し
ているサポセン相談員のお二人に、お話を伺いました!



相談員のお二人



Q1 サポセンには、 どんな相談が寄せられていますか?

- A 日本語の勉強がしたいという相談や、子どもの進学に関する相談、通訳・翻訳
についての相談など様々です。特に医療に関する相談が多いのが課題です。
外国人を雇用している事業者から「外国人従業員に、母国語で生活に役立つ
情報を提供したい」という相談をいただいた際には、サポセンにある多言
語のハンドブックをお渡ししています。



Q2 日本語を話すことができない外国人から 相談があった場合は、どのように対応されていますか?

- A 翻訳機や電話通訳を使います。日本語のほか21言語に対応可能ですので、安
心して御相談ください!
また、ベトナム語・インドネシア語・タガログ語・ポルトガル語・英語・中国語・韓
国語については、各言語を母語として話す生活相談員が対応してくれる「外国
人のための生活相談会」を開催しています。開催予定については、サポセンの
ホームページを御覧ください。

Q3 宮崎県は広いので、 相談したくてもサポセンが遠くて 来ることができない外国人も たくさんいらっしゃると思うのですが…

- A 来所することが難しい場合は、電話やメール、オンライン
相談(Zoom)を御活用ください! Zoomで相談したい場
合は、事前にメールでお申し込みください。



オンライン相談(Zoom)の
申込方法については、二次
元コードから御覧ください!



Q4 最後に、外国人の皆さんや、 外国人を支援している皆さんへ ひとことお願いします!

- A 「暮らしやすい宮崎」を目指して、相談者のみ
なさんの疑問や悩みに寄り添った対応を心が
けています。どうぞお気軽にご利用ください。



みやざき外国人サポートセンター

無料で相談できます

秘密は守ります

〒880-0805 宮崎市橋通東4-8-1 カリーノ宮崎 地下1階

営業時間: 火曜日~土曜日 午前10時~午後7時 ※祝日と12/29~1/3は休み

TEL:0985-41-5901 FAX:0985-41-5902

E-mail:support@mif.or.jp



企業のみなさまへ

正しい採用選考のお願い

正しい 採用選考 とは？

正しい採用選考とは、ひとことで言えば「本人の適性と能力のみを採用選考の基準とする」ことです。

「就職」は、一人の人間にとって、生活の安定や社会参加を通じての生きがい等、人生を左右しかねない重大な決定にかかわるものです。企業にとっても、優れた人材を獲得することは、成長・繁栄において重要な要素となります。

偏見や先入観、慣習で採用選考が行われていないか、以下のポイントを再確認してみてください。

★正しい採用選考のために

応募要件 採用基準

「女性だから・男性だから」「障がいがあるから」などで決めつけていませんか？
条件に合う人が誰でも応募でき、採用されるようになっているか確認しましょう。



- ☐ 応募条件・採用基準は、あらかじめ決めていますか。
- ☐ 性別や親の職業など、本人の適性や能力以外のことが採用基準に入っていないか。

情報の収集

例えば「本籍地」「家族の状況(職業、収入、住居等)」「思想・信条」などは、仕事に影響を与える事柄ではないはず。職務を遂行するために必要な能力は何か、そのためにどのような選考が必要かを検討してみましょう。



- ☐ 新規高等学校卒業予定者に対して「全国高等学校統一用紙」以外の用紙を使用させていませんか。
- ☐ 住民票の写しや戸籍謄本などを提出させたり、身元調査を行ったりしていませんか。
- ☐ 「なんとなく」や「これまでの慣例」で不必要な健康診断をしていませんか。

*参考 新規大学等卒業予定者は「新規大学等卒業予定者用標準的事項等の参考例」及び「厚生労働省履歴書様式例」を参考にした応募用紙、その他の求職者は「厚生労働省履歴書様式例」の使用を推奨しています。新規中学校卒業予定者は「職業相談票(乙)」を使用することが全国的に定められています。

面接

事前に質問内容の打ち合わせを十分に行いましょう。本人の適性と能力に関係のない質問や誘導的な質問、興味本位の発想に基づく問い方はしないようにしましょう。



- ☐ 面接の目的、面接によって判断する目標が明らかになっていますか。
- ☐ 質問内容は、十分な検討がなされていますか。
- ☐ 面接官の選任は適切ですか
(面接技術・観察力が優れている、偏見がない、感情に左右されない等)。

*参考 面接の前後においても応募者との会話において不適切な質問をしないよう気をつける必要があります。

公正採用選考人権啓発推進員の選任をお願いします

差別のない公正な採用選考を確立し、企業内の人権啓発を推進するために、現在多くの企業のみなさまに「公正採用選考人権啓発推進員」を選任いただいています。まだ選任されていない事業主のみなさま、この機会に選任をよろしくをお願いします。

お問い合わせ

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課
宮崎労働局職業安定部職業安定課

TEL 0985-26-7105/FAX 0985-32-3887
TEL 0985-38-8823/FAX 0985-38-8829

「ハンセン病語り部派遣事業」のご案内

宮崎県では、県民の皆様に、ハンセン病問題について正しい知識を持ち、理解を深めていただくため、国立療養所星塚敬愛園のご協力をいただき「ハンセン病語り部派遣事業」を実施しています。

この事業は、療養所に在園しているハンセン病元患者の方等に、学校や各種団体において、ご自身の体験に基づいて講演をしていただくものです。

県が窓口となって、講師派遣の手続きや日程の調整、講演にかかる費用の補助などを行っていますので、人権教育や講演の場において、ぜひご利用ください。

講師 国立療養所星塚敬愛園（鹿児島県鹿屋市）在園者・学芸員

講師謝礼 不要

派遣対象 学校や各種団体が企画するハンセン病講演会

送迎 不要

お問い合わせ：宮崎県福祉保健部健康増進課 がん・疾病対策担当 TEL.0985-26-7079 FAX.0985-26-7336

障がいのある人の 芸術文化活動をサポートします！

「宮崎県障がい者芸術文化支援センター」では、共に「知りあう、学びあう、触れあう」をテーマに、県内の障がいのある人の芸術活動のサポートをしています。

宮崎県障がい者芸術文化支援センターの主な活動

相談支援

「作品を発表したい」障がいのある人、「芸術活動を取り入れたい」支援員、「情報を知りたい」家族の人などの相談を受け、専門機関へつなぐ中間支援を行います。

人材育成

芸術活動のサポート研修会、展示や額装を学ぶ勉強会、視覚に障がいのある人との対話型鑑賞会、アートに関する権利を学ぶセミナーなどを開催し、障がい者の芸術活動に関心や興味のある人の育成を行っています。

発表の 機会の創出

県立美術館、街中のギャラリーやカフェなどで作品展やワークショップを開催し、作品の発表や鑑賞を通じて地域の人との交流の機会をつくります。



アート活動ワークショップ



対話型鑑賞会



お気軽にご相談ください！

宮崎県障がい者芸術文化支援センター
(アートステーションどんこや内)

〒880-0825 宮崎市東大宮4-23-1

TEL 0985-27-2823/FAX 0985-89-6000

Email donkoya@jl.moo.jp



宮崎県人権啓発センターのご案内

8月は「人権啓発強調月間」です。この機会に人権意識をアップデートしてみませんか？

宮崎県人権啓発センターでは、企業での研修や学校での授業などに役立つDVD・図書の無料貸出を行っています。DVDや図書の選定でお困りでしたら、専門の職員が相談に応じます。まずは一度お越しください！



コミックコーナー
大人気コミック「ゴールデンカムイ」も全巻揃っています！



DVDコーナー
人権に関するDVDを多数取り揃えています！



勉強スペース
調べ学習などにご利用ください。

貸し出しできます！ おすすめDVD

作品テーマ【誰もが自分らしく生きられる社会を目指して】

作品名	内 容	上映時間
うしわかまるの自分らしく生きること	お花摘みが大好きな主人公は、男の子なのに、僕って変なのかなと思いはじめます。無理して男の子らしく振舞おうとしますが、野に咲くさまざまな花のように、人もみんな違っていいんだと気づきます。	10分 (幼児・小学生向け)
イキイキ働くためのコミュニケーションシリーズ② 心理的安全な職場を目指して	心理的安全性を高めるために、チームのメンバーに何が、どのようにできるかを、事例・解説で見ていく教材です。	30分 (職場向け)
バースデイ	性的少数者について理解し、その多様性を認め、互いの人権を尊重することが大切であることに気づかされる人権啓発ドラマです。	36分 (一般向け)

民間団体との協働による啓発イベント

イベント名	内容・実施主体	開催日時	開催場所
不登校児童への支援の在り方・理解啓発 についてのシンポジウム	不登校支援に取り組む方々によるシンポジウム と南九州大学の学生によるボランティア活動 の紹介。 実施主体／チーム「なないろ」	8月17日(土) 9:50～12:45 (受付9:30～)	南九州大学 都城キャンパス
MIYAZAKI RAINBOW FESTA	「多様性」に関するトークショーや映画上映会。 実施主体／宮崎県人権啓発推進協議会	8月31日(土) 11:00～17:00	イオンモール宮崎
映画上映会&アフタートーク 『ノルマル17歳。ーわたしたちはADHDー』	ADHDと向き合う若者たちを描いた映画の 上映と北原羽介監督のアフタートーク。 実施主体／一般社団法人みやざき子どもサポートリンク	9月7日(土) 12:00～14:00 (受付11:30～)	宮崎キネマ館 キネマ1
講演会 障がいのある人の人権を尊重した 理解と支援	発達障がいの成人期の生活に焦点を当てた講演。 (講師：本田 秀夫氏) 実施主体／宮崎LD・発達障がい親の会「フレンド」	9月28日(土) 13:30～15:30 (受付13:00～)	新富町文化会館 大ホール
障がい者と家族の『葛藤』『優しさ』を描く映画 『真白の恋』上映会	障がい者の「恋愛」「結婚」をテーマにした映画。 実施主体／m20	10月19日(土) 19:00～20:45 (受付18:30～) 10月20日(日) 14:00～15:45 (受付13:30～)	宮崎市民文化ホール 三股町文化会館

※内容・開催日時・開催場所は変更される場合があります。申込方法等は宮崎県人権ホームページをご覧ください。

詳細は宮崎県人権ホームページや
Instagramをチェック！



人権ホームページ



Instagram

宮崎県人権啓発センター

(宮崎県人権同和対策課内)
〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号
県庁8号館6階(1階に物産館がある建物です)
電 話 0985-32-4469
FAX 0985-32-4454
メール jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp

